⑹　3⑵に示す評価項目に対する当該工事における技術提案を記載した技術提案書及び品質確保のための体制に関する内容を記載した品質確保体制確認書が適切であること。なお、詳細については、入札説明書を参照すること。

⑺　阪神高速が発注した工事のうち、過去２年度（平成24年度及び平成25年度）に完成し、引き渡しされた工事の実績がある場合は、当該工事の工事成績評定点の平均が２年連続で65点未満でないこと。

⑻　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、現場施工をしていない期間は必ずしも専任の義務はなく、現場の作業に配置する監理技術者等と同一でなくてもよい（現場着工時期は平成27年４月頃を予定している。）。また、現場施工をしていない期間に配置する監理技術者等は、次に掲げる①の資格及び②の工事経験を有する必要はない。

①　下記に示すいずれかの資格を有する者であること。

・１級電気工事施工管理技士

・技術士（電気電子部門）

②　平成11年度以降に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す工事経験を有する者であること。ただし、工事経験の取扱いは、⑸の施工実績の取扱いに同じ。

・道路、鉄道、空港又は河川の公共用受変電設備（低圧を除く。）を設置調整した工事

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　専任の監理技術者等にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑤　配置予定技術者を主任技術者とする場合は、下請契約の金額を建設業法（昭和24年法律第100号）により許可されている範囲内（3,000万円未満）とすること。なお、申請書及び資料提出時に下請契約の金額が未定である場合は、配置予定技術者は監理技術者として登録すること。

⑼　申請書及び資料の提出期限日から開札時までの期間に、阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。

⑽　申請書及び資料の提出期限日から開札時までの期間に、阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

⑾　本工事に係る設計業務等の受託者等（受託者が設計共同体の場合は、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑿　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

①　技術評価点として、２⑹に関する技術提案書の評価に応じて付与する点数として最大28点（コスト縮減提案に関する評価点がある場合はこれに加点する。）、品質確保のための体制の評価に応じて付与する点数として最大30点を与える。

②　価格評価点として、入札価格を一定のルールに沿って点数化したものを与える。

③　技術評価点と価格評価点を加算して算出した評価値を用いて、落札者を決定する。

以下にその概要を示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書を参照すること。

⑵　評価項目　技術提案に関する事項

１）施工等に関する技術提案・技術的所見

①　受変電設備の仕様等に関する技術的所見及び技術提案

②　受変電設備の設置調整に関する技術的所見

③　現場の工程管理・施工調整等を考慮した施工体制に関する技術的所見

２）共通的事項に関する技術的所見

①　品質管理及び安全管理に関する技術的所見

②　保守体制に関する技術的所見

３）実現可能なコスト縮減提案（コスト縮減に寄与する技術提案）

なお、詳細については、入札説明書を参照すること。

⑶　落札者の決定　入札参加者は、価格をもって入札し、提出された技術提案書の評価に応じて付与する点数及び品質確保のための体制の評価に応じて付与する点数などからなる技術評価点、並びに入札価格を点数評価した価格評価点から、評価値［評価値＝技術評価点＋価格評価点］を算出し、次の条件を満たす評価値の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が契約制限価格の範囲内であること。

②　技術提案等が適切であること。

⑷　⑶において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑸　技術提案等の履行に関する事項　技術提案書及び品質確保体制確認書（以下「技術提案書等」という。）に記載した内容は履行すること。また、技術提案書等は、契約書に添付される。技術提案書等に記載された内容については、工事中及び工事完成時に確認できる項目を契約後に提出する施工計画書等に反映させるものとし、工事中及び工事完成後に、履行状況の確認及び検査を行う。なお、受注者の責により、技術提案書等に記載された内容の履行がなされなかった場合は、工事成績評定において、未実施の評価項目毎にその項目点数を減ずる（最大10点減点）。また、技術提案書等に記載された内容に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約違反として取り扱う場合がある。ただし、技術提案書等で参考案を求めた項目については、履行確認の対象外とする。

４　入札手続等

⑴　担当部署　〒550―0011 大阪市西区阿波座１－３－15　阪神高速道路株式会社　建設事業本部　総務・経理課　電話06―6535―9359

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法

①　交付期間　平成26年７月８日（火）から平成26年８月８日（金）までの毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、午前10時から午前12時まで及び午後１時から午後５時まで。ただし、最終日は午後４時まで。

②　交付場所　⑴に同じ。

③　交付方法　無償で直接交付する。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

本競争の参加希望者は、次に従い、申請書及び資料を提出すること。

①　提出期間及び提出場所　⑵①及び②に同じ。

②　提出方法　下記イ）及びロ）のとおり

イ）１⑽の電子入札システムによって、電子入札運用基準に定める様式４「書類の提出について」を提出するものとする。（紙入札方式の承諾を得た場合は不要）

ロ）イ）による提出を行うとともに、持参又は郵送等によって、申請書及び資料（正１部、副１部）を提出するものとし、電送によるものは受け付けない。また、郵送等による提出は、一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）によること。なお、詳細については、入札説明書を参照すること。

⑷　入札、開札の予定日時、場所及び入札書の提出方法

①　電子入札による入札の締切り　平成26年10月29日（水）午後５時00分

②　紙入札方式による入札の締切り（紙入札の承諾を得た場合に限る。）　①に同じ。

なお、入札書の提出方法は、一般書留、簡易書留又は信書便による郵送等とし、直接（持参）入札及び電送による入札は受け付けない。郵送等の宛先は⑴に同じ。また、阪神高速より競争参加資格があることを認めた旨の通知書の写しを、入札書を入れた中封筒とともに表封筒に入れて郵送等すること。